

事例5 精神障害事案（ウェブデザイナー）

○ 労働時間認定のポイント（朝礼の時間・休憩・休日労働・持ち帰り残業）

- ・ 始業時刻前の時間帯に、朝会が開催され、請求人は朝会への参加を求められていた。
朝会の参加者は社内で指名され、参加しないことによる制裁等はないとされていたが、朝会の参加状況を確認すると、指名された労働者が全員参加していたことが確認されたことから、本事例における朝会は、実態として参加を義務付けられた労働時間と評価した。
- ・ 請求人は休憩を取得できなかったと申述しているが、具体的にいつ、どれだけ休憩を取れなかったのか具体的には述べていない。
マーケティング部における休憩の取得状況について、事業場関係者に確認したところ、業務多忙ではあったが、休憩は取れていたとの申述のほか、休憩はとりにくい環境ではなかった、休憩を返上して働くことを求められていなかった等の申述があり、請求人自身の判断で休憩を取得していなかったことがあった可能性はあるものの、休憩を取得するために労働から離れることを阻害されているような状況は確認されなかったため、本事例においては、所定どおりの休憩時間と評価した。
- ・ 勤怠管理システムに出勤登録をしていないものの、休日に出勤していたことが確認されている。ホームページのエラーについて、早急に不具合の解消を行う必要があり、請求人、上司を含む、数名が休日出勤していた。
上司は、早く不具合を解消する必要があったこと、請求人が休日出勤していたことを認識しており、請求人が休日出勤することを容認していたことが確認されたことから、本事例においては、上司の黙示の指示により行った休日労働であると評価した。
- ・ 請求人は仕事を家に持ち帰って行っていたと主張している。上司、同僚等事業場関係者に持ち帰り残業を行うことを指示されていたか、あるいは、持ち帰って仕事をせざるを得ない状況があったか聴取したが、具体的な業務命令はなく、同僚で仕事を家に持ち帰って行っていたものはおらず、持ち帰る必要もなかったとの申述であり、具体的な業務命令や持ち帰って仕事を行うことを余儀なくされていたような状況は確認されなかった。
退勤後の時刻にパソコンのログインやメールの送信等を行っていた履歴が確認された日があるが、家で仕事を行ったことによる具体的な成果物はなく、ログインしている間、継続して作業を行っていたのか、送信されたメールは短文であり、作成に要する時間がどれだけなのか、メールを送信した時刻まで継続して作業を行っていたのか等、家で具体的にどのような業務を行い、どのような成果物を作成し、それに要した時間がどれだけかかったのか等具体的に明らかになるものではなかった。

ただし、令和元年10月20日の持ち帰り残業については、帰り際に上司から翌日の午前中に行うミーティングの資料を作成するように指示され、自宅で資料の作成を行ったことが確認されている。これは、帰り際に翌日に行うミーティングの資料の作成を上司から指示されたものであることから、自宅で業務を行うことを余儀なくされたものであり、実際にミーティングの資料を作成したことが確認されていることから、労働時間に該当すると判断した。

以上により、本事例では、請求人が持ち帰り残業をしていたとする時間は、令和元年10月20日のみ労働時間と評価した。

〇〇 局		〇〇 署		整理番号			
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日 令和 2 年 11 月 9 日	
1. 調査官意見のとおり決定する (令和 年 月 日)					調査官職氏名	厚生労働事務官	
2. 下記事由により再調査を要する。					受付年月日	令和 2 年 5 月 8 日	
-----					請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号	99. 9. 99. 999999-999			事業の種類	不動産販売業		
事業の名称	労基不動産販売株式会社				労働者数	45 人	
事業場の所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇市				電話	999 (999) 999	
被災労働者氏名	おおとも りん 大友 凜		生年月日	昭和 52 年 6 月 3 日		性別	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女
職種	Webデザイナー				雇入年月日	令和元年 6 月 19 日	
請求人氏名	おおとも りん 大友 凜		続柄	本人			
疾患名及び発病時期	[請求時] 疾患名：適応障害 (F43.2) 発病日：令和元年 10 月 (頃) (発病時年齢 42 歳) [決定時] 疾患名：適応障害 (F43.2) 発病日：令和元年 10 月 (頃) (発病時年齢 42 歳)						
現在の状況	<input type="checkbox"/> 生存 死亡 (死亡年月日：平成 年 月 日 死亡時年齢 歳)						
請求人の申述	請求人大友凜 (以下、「請求人」という。) は、「Web サイトのリニューアル作業やリニューアル後に発生したトラブル対応のため、長時間労働を行ったことが原因で適応障害になった。」と申述し、労災請求している。						
事案の概要 (認定した事実)	請求人は、令和元年 10 月以降、不眠、倦怠感、頭痛、いらいら等の症状が出現し始め、令和元年 11 月 21 日に労働駅前メンタルクリニックを受診し、適応障害と診断された。 請求人は、令和元年 6 月 19 日に労基不動産販売株式会社 (以下、「事業場」という) に雇用され、Webデザイナーとして勤務していた。 請求人は、令和元年 10 月中旬に事業場のホームページの全面改訂を行い、その事前準備、リリース後のエラー修正対応で業務量が増加した。発症前 2 か月の時間外労働時間数が、23:01 時間、発症前 1 か月の時間外労働時間数が、109:37 時間となったことが確認された。 個体側要因として、平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月まで労働駅前メンタルクリニックに適応障害の治療で通院していたことが確認された。						
総合判断	[調査官意見] 本件は、[<input checked="" type="checkbox"/> 業務上 ・ 業務外] と考える。 ----- (理 由) 請求人は、令和元年 10 月頃、適応障害 (F 43.2) を発病したものと認められる。 調査の結果、請求人は、令和元年 10 月中旬に事業場のホームページの全面改訂を行い、その事前準備、リリース後のエラー修正で業務量が増加し、発症前 2 か月の時間外労働時間数が、23:01 時間、発症前 1 か月の時間外労働時間数が、109:37 時間となったことが確認された。 これは、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に該当し、その心理的負荷の強度は、「強」と認められる。 平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月まで労働駅前メンタルクリニックに適応障害の治療で通院していた。 (医学意見書： <input checked="" type="checkbox"/> 専門医 ・ 部会)						

1 総合判断

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	発病時期	令和元年 10 月 (頃)
疾患名 (ICD-10 診断ガイド ラインによる)	適応障害 (F 43.2)		

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事 の 評 価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働			
	有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無			
発病前 6 か月間 に起きた精神障 害の発病に関与 したと考えられ る業務による出 来事及び出来事 後 の 評 価	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	恒常的な長時間労働の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	具 体 的 出 来 事			心理的負荷の 総合評価の強度
	(仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった) 平均 (I ・ <input checked="" type="checkbox"/> II ・ III) 具体的な内容及び評価： 令和元年 10 月中旬に事業場のホームページの全面改訂を行い、その事前準備、リリース後のエラー修正対応で業務量が増加したことが確認された。 発症前 2 か月の時間外労働時間数は、23 : 01 時間、発症前 1 か月の時間外労働時間数は、109 : 37 時間となったことが認められる。 以上により、時間外労働時間数が倍以上に増加し、1 月当たりおおむね 100 時間以上となったことから、心理的負荷の強度は、「強」と判断される。			弱・中・ <input checked="" type="checkbox"/> 強
	() 平均 (I ・ II ・ III) 具体的な内容及び評価： (類推の有無 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)			弱・中・強
() 平均 (I ・ II ・ III) 具体的な内容及び評価： (類推の有無 有 ・ 無)			弱・中・強	

労働時間の状況 (時間外労働時間数) 起算：10月23日	発病前1か月 109：37時間	発病前2か月 23：01時間	発病前3か月 9：24時間	発病前4か月 3：59時間	発病前5か月 0：33時間	発病前6か月 0：00時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価	弱 中 強					

(3) 業務以外の心理的負荷

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められる		
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	具体的出来事		
	(類推の有無 有・無)		I II III
	(類推の有無 有・無)		I II III
個体側要因の有無	<input type="checkbox"/> 確認できなかった <input checked="" type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められる		
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	平成25年9月から平成26年4月まで労働駅前メンタルクリニックに適応障害の治療で通院していた。	
	アルコール等依存状況	なし。	
	その他	なし。	

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名		受診期間				病名	
	初診 [労働駅前メンタルクリニック]		[R 1年 11月]	～	年	月]	適応障害	
	[]		[年	月]	[]	
	[]		[年	月]	[]	
	[]		[年	月]	[]	
年・月	請求人の申述		資料No.	調査結果			資料No.	
R 1年 10月	不眠、倦怠感、頭痛がありました。 (聴取書)		○	だるそうにしている元気がないように見 えました。 (部下 立花望 聴取書) 最近夜中に目が覚めると言っていまし ました。 (部下 角隈宗茂 聴取書)			○	
R 1年 11月	いらいらするようになりました。 (聴取書)		○	気のせいか仕事中にピリピリしていた印 象があります。 (上司 田原賢 聴取書)			○	

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事： 仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
R 1 年 9 月 末 ～10 月 上旬	9 月末から 10 月上旬頃には、10 月中旬の正式リリースに向けて最終確認などで夜まで仕事をしていました。 (聴取書)	○	大友さんは新規の Web サイトを公開する直前から 1 か月間くらい忙しかったと思います。 大友さんは新しい Web サイトをアップした際に発生したエラーチェックとその修正に追われていました。 (上司 田原賢 聴取書)	○
R1 年 10 月 中旬	10 月中旬にリリースしたところ、大量の不具合があることが判明し、修正対応に追われました。 エラーが生じた原因が様々で、その原因を特定しなければなりませんでしたが、よくわからないトラブルも発生し、いつ終わるのか、終わりが見えない状況でした。そのため、休日や深夜に及ぶ時間まで働かなければなりませんでしたが。 10 月 25 日頃にエラーの報告が少なくなり、徐々にどのように対処すればよいのか見えてくるようになりました。 10 月中には大体の不具合を解消したと思います。 (聴取書)	○	新しいサイトをアップした前後は非常に忙しかったです。特に、リリース後にエラーが発覚し、そのリカバリーの作業のため、休日や平日の夜遅くまで勤務し、大変だった記憶です。 (部下 立花望 聴取書)	○
R 1 年 11 月～			11 月になると大友さんの仕事は落ち着き、残業が減ったように見えました。 (上司 田原賢 聴取書)	○
<p>認定事実</p> <p>令和元年 10 月中旬に事業場のホームページの全面改訂を行い、その事前準備、リリース後のエラー修正を行い業務量が増加したことが確認された。</p> <p>発症前 2 か月の時間外労働時間数は、23 : 01 時間、発症前 1 か月の時間外労働時間数は、109 : 37 時間となったことが認められる。</p>				

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事： なし				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
認定事実				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 ・ 無)

上記が有の場合その内容

平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月まで労働駅前メンタルクリニックに適応障害の治療で通院していた。

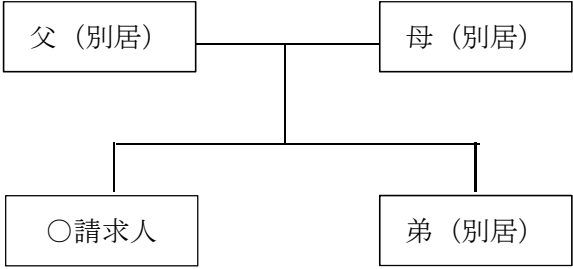
5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書	(概要)	資料No.
<p>[<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無]</p>	<p>(労働駅前メンタルクリニック主治医作成の意見書)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当院への初診日について 令和元年 11 月 21 日 2 当院に受診したきっかけ及び初診時の主訴について 令和元年 10 月頃より、「会社に行きたくない、不眠、疲労がたまる」との主訴にて、自宅に近い当院への初診となった。 3 初診時における症状について 不眠、疲労感、会社に行きたくないという気分 4 疾患名及びそのように診断した根拠について 「適応障害」と診断。主観的な苦悩と情緒障害の状態にあり、ストレスの多い生活の上、仕事上の出来事の結果に対して順応が生じる時期に症状が発生したことから。 5 発症時期及びそのように診断した根拠について 令和元年 10 月頃 同時期に上記 4 の経過を経たことから判断した。 6 発病原因及びそのように診断した根拠について 原因は推測するしかないが、仕事上の出来事の結果、変化に対して順応が生ずる時期に合わせて発生しているものと考えられるため。 7 治療経過、投薬などの治療内容、現在の病状について 不眠に対し睡眠薬を投与した。2 回目の外来より、不安感に対して抗不安薬を開始。 8 精神障害の既往歴について 平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月まで当院に適応障害の治療で通院していたことがある。 9 他の医療機関・診療科の受診の有無 なし 10 当署職員がこの方から聴取を行うにあたっての制限等 特になし 11 その他参考となる事項について 特記なし <p style="text-align: right;">診療録等の収集 [<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無]</p>	<p>○</p>
<p>産業医意見書</p> <p>[有 ・ <input type="checkbox"/>]</p>	<p>(概要)</p>	
<p>専門医意見書</p> <p>(請求人提出)</p> <p>[有 ・ <input type="checkbox"/>]</p>	<p>(概要)</p>	

<p>部会</p> <p>・</p> <p>専門医</p> <p>(監督署長依頼)</p> <p>の意見書</p>	<p>(地方労災医員の意見書)</p> <p>1 精神障害の発病について</p> <p>請求人は、令和元年10月頃から、不眠、倦怠感、頭痛、翌11月頃には、いらいらするようになったと自身の心身の変調について申述している。請求人の申述や診療録の内容を踏まえると、主治医の意見のとおり令和元年10月頃に、「適応障害 (F43.2)」を発病したものと判断する。</p> <p>2 業務による心理的負荷の検討について</p> <p>署の調査によれば、請求人は、令和元年9月から10月にかけて、自社のホームページの改定作業に従事し、その事前準備、リリース後のエラー修正対応を行ったことで、業務量が大幅に増加していたことが認められた。</p> <p>このような状況から、発病前2か月の時間外労働時間数が23:01時間、発病前1か月の時間外労働時間数が109:37時間となり、時間外労働時間数が倍以上に増加し、1月当たり概ね100時間以上となったことが確認された。</p> <p>この出来事は、具体的出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当し、心理的負荷の強度は、「強」と判断する。</p> <p>3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の検討について</p> <p>平成25年9月から平成26年4月まで労働駅前メンタルクリニックに適応障害の治療で通院していたが、当該要因は顕著なものとは言えず、請求人の発病に影響を及ぼしたとは考えない。</p> <p>4 結論</p> <p>以上のことから、本件は業務による心理的負荷によって発病したと考える。</p>
--	--

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴〔中学校・高等学校・ <u>大学</u> ・大学院・その他（ ）〕H12年3月 <u>卒業</u> ・中退〕	資料No.
<p>職歴</p> <p>〔直近のものから記載すること。〕</p>	<p>事業場名</p> <p>〔 労基不動産販売（株） 〕〔R1年6月19日～ 年 月 日〕〔 Webデザイナー 〕</p> <p>〔 （株）城井デザイン 〕〔H26年4月1日～R1年 4月30日〕〔 製作部 〕</p> <p>〔 白杵デジタルアート（株） 〕〔H12年4月1日～H25年11月15日〕〔 Web制作、デザイン 〕</p>	○
<p>現在の事業場に雇入後の配属先</p> <p>〔直近のものから記載すること。〕</p>	<p>配属先</p> <p>〔 マーケティング部 〕〔令和元年6月19日～ 年 月 日〕〔Webデザイナー〕</p> <p>〔 〕〔 年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕</p> <p>〔 〕〔 年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕</p> <p>〔 〕〔 年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕</p>	○
<p>所定労働時間、所定休憩時間、所定休日等</p> <p>〔当該労働者について記載すること。〕</p>	<p>所定労働時間</p> <p>〔1日〕 8時間00分</p> <p>〔1週間〕 40時間00分</p> <p>所定始業時刻： 9時00分</p> <p>所定終業時刻： 18時00分</p> <p>所定休憩時刻： 12時00分～13時00分（休憩時間 1時間00分）</p> <p>所定休日： ①週休1日制 ②<u>週休2日制</u> ③カレンダー等により指定 ④その他</p> <p>〔特記事項〕</p> <p>労働時間制度： ①1ヶ月単位の変形労働時間制 ②1年単位の変形労働時間制</p> <p>③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤<u>その他</u></p> <p>〔特記事項〕</p> <p>通常の労働時間制度の適用である</p> <p>勤務形態： ①<u>日勤勤務</u> ②交代制（日勤・夜勤） ③交代制</p> <p>④その他</p> <p>〔特記事項〕</p> <p>雇用形態： ①<u>正規職員・従業員</u> ②契約社員 ③派遣労働者</p> <p>④パート・アルバイト ⑤その他</p> <p>出退勤の管理の状況： ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤<u>その他</u></p> <p>〔特記事項〕</p> <p>パソコン上の勤怠管理システムによる管理</p> <p>その他特記事項：</p> <p>〔 〕</p>	○

<p>当該労働者の 日常業務</p> <p>(具体的に記載 すること。)</p>	<p>マーケティング部に所属し、自社のWebサイト、コンテンツ等の作成・編集業務を担当している。</p>	<p>資料No.</p> <p>○</p>
<p>事業場(所属部署)内 における当該労働者 の位置づけ</p> <p>(組織図により表 すと共に聴取実 施者には○印を 付記すること。)</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 200px; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;"> マーケティング部 </div> <p style="margin-left: 40px;"> ディレクター 高橋 紹子 マネージャー ○田原 賢 チーフ ○大友 凜 ○角隈 宗茂 ○立花 望 </p>	<p>○</p>
<p>事業場以外にお ける当該労働者 との関連図 (家族・友人等)</p> <p>(組織図により表 すと共に聴取実 施者には○印を 付記すること。)</p>	 <pre> graph TD A[父 (別居)] --- B[母 (別居)] B --- C[○請求人] B --- D[弟 (別居)] </pre>	<p>○</p>

(労働時間の把握方法)

- タイムカード 出勤簿・業務日報等 施錠記録・警備記録等
 本人の申告 管理者による確認 上司・同僚からの聴取
 その他（勤怠管理システム、朝会開催案内メール、パソコンのログ記録）

(労働時間の推計方法)

1 所定労働時間等

所定労働時間は、9時から18時で、1日8時間労働である。
 休憩時間は、12時から13時までの1時間である。
 休日は、土日、祝祭日である。

2 労働時間把握方法

労働者各人に配布されたノートパソコンから勤怠管理システムにアクセスし、当該システムのアイコンをクリックすることにより、始業時刻、終業時刻を把握している。

打刻洩れ等により修正を行う場合には、上司に修正依頼を行い、承認を得ることで修正することができる仕組みとなっていた。

ほかに、事業場に最初に入室する時、最後に退出する時にセキュリティを解除、起動するためのカードがある。その履歴を確認したところ、発病前6か月の期間において請求人がセキュリティを起動、解除した履歴があるのは、3日で、勤怠管理システムと突き合わせたところ、退勤の打刻後速やかにセキュリティを起動し、退勤している実態が確認された。

以上により、請求人、事業場関係者双方で勤怠管理システムにより労働時間を管理しているという認識で一致しており、セキュリティ履歴とも矛盾しないことから、勤怠管理システムの打刻時間を基礎に労働時間の推計を行った。

3 始業時刻

請求人の勤怠管理システムによる始業時刻の打刻時刻は、概ね8時50分から9時であることが殆どであり、請求人は、「9時前に出勤し、9時から勤務を開始していた。8時過ぎに打刻があるのは、朝会があった日だと思う。」と申述している。

始業時刻は、原則9時からと推計した。

朝会は、始業時間前に不定期に開催されていた業務ミーティングである。

請求人及び請求人の上司を含めた事業場関係者の申述によると、朝会の参加メンバーは社内で指定され、欠席したとしても不利益はないとされているが、実際に指名されたものは全員朝会に参加していた実態が確認されることから、朝会は、実質的に参加が義務付けられていた労働時間であると判断した。

請求人、事業場関係者の申述により、朝会は8時15分から開催され、開催される場合は、事前にメールで案内が来ることになっていた。朝会開催案内メールと請求人の勤怠管理システムを突き合わせたところ、令和元年7月12日、22日、8月2日、9日、9月4日、17日、26日、10月7日に朝会が開催されていたことが確認されたため、これらの日は、始業時刻を8時15分からと推計した。

4 終業時刻

請求人は、事業場のWebサイトのリニューアル業務に従事しており、新規に開設したWebサイトのエラーの修正対応等を行うために、令和元年10月頃までの間、時間外労働を行っていたことが確認された。

勤怠管理システムの終業時刻の打刻について、請求人、事業場関係者の申述から残業実態と乖離がないことから、勤怠管理システムに打刻された時刻まで労働していたと推計した。

5 休憩時間

請求人は、1時間の休憩が取得できなかつたと申述している。

請求人の上司、同僚等事業場関係者の申述によると、「令和元年10月頃は多忙ではあったが、休憩が取りにくい環境ではなかつたし、実際に私は休憩を取っていました。」「一緒にランチを食べに行くこともあった。」「自席で食事をしながら作業をしていたのを見たことがあるが、休憩中にも働かなければならない状況ではなかつたし、休憩中に働くことを求められていたわけではなかつた。」「昼の休憩はみんな取っていた。」「休憩時間をずらしてとることが黙認されていた。」とのことであった。

事業場関係者の申述より、休憩中に労働することを義務付けられ、労働することを余儀なくされていたと判断できるものではなく、所定どおり1時間の休憩を取得していたものと推計した。

なお、当該事業場では、所定終業時刻以降の時間帯に係る休憩に関する定めはなく、請求人が残業

時間中に休憩を取得していた事実は確認されなかった。

6 休日

請求人は、手帳の記録より令和元年10月12日、13日、19日、20日に休日出勤していたが、勤怠記録に打刻していないと申述している。

事業場関係者の申述から、令和元年10月頃には、ホームページの不具合解消のため、請求人を含めた部署の中の何人かが休日にも出勤していたことが確認されている。

請求人の上司は、請求人が休日に出勤していたことを認識しており、「ホームページの不具合を早期に解消する必要がある、私を含め何人かの社員がやむなく出勤していた。」と申述している。

以上から、請求人は、ホームページの不具合を早期に解消するために休日にも出勤する必要があり、休日出勤することに明確な業務命令はないものの、上司は休日出勤していたことを認識し、容認していたことが認められる。

以上により、休日出勤は、上司の黙示の指示により労働していたと判断する。

休日出勤は、勤怠管理システムへの打刻はなく、また、休日であるため、所定労働時間はないことから、請求人に配布されたノートパソコンのログイン、ログオフ時刻をもって始業時刻、終業時刻と推計した。

なお、休日出勤をした日についても、1時間休憩したと推計した。

7 持ち帰り残業

請求人は、自宅に仕事を持ち帰って自宅でも仕事をしていたと申述している。

事業場関係者は、「家に仕事を持ち帰ってでもやるように指示したことはない。終業後に送ったメールは、内容的に勤務時間中にもできるもので、あえて家から送る必要があるものではなく、また、急ぎの内容でもないように見える。」「家に持ち帰って仕事を行うように上司から指示されたことはない。仕事をもち帰って自宅でやる必要はないし、家に仕事をもち帰ることは推奨されていなかった。」「家に持ち帰って仕事を行ったことはない。」と申述しており、請求人が家に仕事をもち帰ることを指示されたり、余儀なくされたりしていたと判断できるものではなかった。

勤怠管理システムの退勤時刻後にパソコンにログインした記録が確認される日もあるが、ログインしている間、継続して作業を行っていたことを示すものはなく、請求人自身、作業内容やこれに要した作業時間を具体的に疎明していない。また、持ち帰りによる成果物等請求人の主張を裏付けるような客観的な事実も確認されていない。また、勤怠管理システムの終業時刻の打刻後に事業場関係者にメールを送信している記録が確認されているが、その内容は数行の短文であり、メールの作成場所、作成に要した時間、メールを送信するまでに継続して業務を行っていたのか等具体的に確認できるものではなかった。

ただし、請求人は、令和元年10月20日の持ち帰り残業については、「休日出勤の帰り際に、マネージャーの田原さんから、月曜の朝に緊急でミーティングを行いたいので、その資料を作成してもらいたいと言われたため、家に帰ってから2時間位資料の作成を行った。」と具体的に申述している。

この点、上司の田原氏に確認したところ、「確かに大友さんに翌日の午前中に行うミーティングの資料を作成するように依頼した。自宅で資料の作成を行うように指示したわけではないが、大友さんの帰り際に頼んだので、資料の作成を家に持ち帰って行わざるを得なかったと思う。」と申述している。

令和元年10月20日の持ち帰り残業については、帰り際に上司から翌日に使用する資料の作成を依頼されたものであることから、上司からの業務命令に基づき自宅で業務を行うことを余儀なくされたものと解され、翌営業日の午前に行ったミーティングの資料を作成したことが確認されている。

したがって、令和元年10月20日の持ち帰り残業については、労働時間に該当すると判断する。

令和元年10月20日以外の持ち帰り残業については、自宅に仕事をもち帰って行うことを使用者から明確に義務付けられ又は余儀なくされたものとは確認されず、また、客観的に評価し得る成果物が確認されたものではないことから、労働時間に該当すると評価しない。

令和元年10月20日は、休日労働であり、9時26分にパソコンにログインし、19時15分にログアウトしているが、その後、20時35分にパソコンに再度ログインし、22時45分にログアウトしており、ログアウトの直前に上司にメールでミーティングの資料を送付していることが確認されている。

令和元年10月20日は、9時26分から19時15分まで（間に1時間休憩したものと評価）及び20時35分から22時45分までの合計10時間59分労働したものと推計した。

労働時間集計表（ 10月23日 ～ 9月24日 ）

（発病前（1）か月目）

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
10 / 23 (水)	9:00 ~ 20:05	11:05	10:05	① 83:51	⑥ = ① - 40 43:51
10 / 22 (火)	9:00 ~ 25:17	16:17	15:17		
10 / 21 (月)	9:00 ~ 23:14	14:14	13:14		
10 / 20 (日)	9:26 ~ 22:45	11:59	10:59		
10 / 19 (土)	8:47 ~ 20:34	11:47	10:47		
10 / 18 (金)	9:00 ~ 21:26	12:26	11:26		
10 / 17 (木)	9:00 ~ 22:03	13:03	12:03		
10 / 16 (水)	9:00 ~ 22:18	13:18	12:18	② 68:32	⑦ = ② - 40 28:32
10 / 15 (火)	9:00 ~ 22:41	13:41	12:41		
10 / 14 (月)	～				
10 / 13 (日)	8:55 ~ 19:43	10:48	9:48		
10 / 12 (土)	8:52 ~ 20:36	11:44	10:44		
10 / 11 (金)	9:00 ~ 20:11	11:11	10:11		
10 / 10 (木)	9:00 ~ 22:50	13:50	12:50		
10 / 9 (水)	9:00 ~ 23:06	14:06	13:06	③ 57:17	⑧ = ③ - 40 17:17
10 / 8 (火)	9:00 ~ 22:10	13:10	12:10		
10 / 7 (月)	8:15 ~ 19:21	11:06	10:06		
10 / 6 (日)	～				
10 / 5 (土)	～				
10 / 4 (金)	9:00 ~ 19:17	10:17	9:17		
10 / 3 (木)	9:00 ~ 22:38	13:38	12:38		
10 / 2 (水)	9:00 ~ 21:07	12:07	11:07	④ 55:07	⑨ = ④ - 40 15:07
10 / 1 (火)	9:00 ~ 21:18	12:18	11:18		
9 / 30 (月)	9:00 ~ 22:02	13:02	12:02		
9 / 29 (日)	～				
9 / 28 (土)	～				
9 / 27 (金)	9:00 ~ 19:03	10:03	9:03		
9 / 26 (木)	8:15 ~ 20:52	12:37	11:37		
9 / 25 (水)	9:00 ~ 19:15	10:15	9:15	⑤ 20:50	⑩ = ⑤ - 16) 4:50
9 / 24 (火)	9:00 ~ 21:35	12:35	11:35		
合 計		310:37		①～⑤ 285:37	⑥～⑩ 109:37

労働時間集計表 (9月23日 ~ 8月25日)

(発病前 (2) か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
9 / 23 (月)	～			① 46:41	⑥ = ① - 40 6:41
9 / 22 (日)	～				
9 / 21 (土)	～				
9 / 20 (金)	9:00 ~ 23:27	14:27	13:27		
9 / 19 (木)	9:00 ~ 20:48	11:48	10:48		
9 / 18 (水)	9:00 ~ 20:56	11:56	10:56		
9 / 17 (火)	8:15 ~ 20:45	12:30	11:30		
9 / 16 (月)	～			② 45:24	⑦ = ② - 40 5:24
9 / 15 (日)	～				
9 / 14 (土)	～				
9 / 13 (金)	9:00 ~ 23:21	14:21	13:21		
9 / 12 (木)	9:00 ~ 20:15	11:15	10:15		
9 / 11 (水)	9:00 ~ 20:05	11:05	10:05		
9 / 10 (火)	9:00 ~ 21:43	12:43	11:43		
9 / 9 (月)	9:00 ~ 19:47	10:47	9:47	③ 49:44	⑧ = ③ - 40 9:44
9 / 8 (日)	～				
9 / 7 (土)	～				
9 / 6 (金)	9:00 ~ 22:32	13:32	12:32		
9 / 5 (木)	9:00 ~ 18:51	9:51	8:51		
9 / 4 (水)	8:15 ~ 19:23	11:08	10:08		
9 / 3 (火)	9:00 ~ 18:26	9:26	8:26		
9 / 2 (月)	9:00 ~ 18:13	9:13	8:13	④ 40:52	⑨ = ④ - 40 0:52
9 / 1 (日)	～				
8 / 31 (土)	～				
8 / 30 (金)	9:00 ~ 18:07	9:07	8:07		
8 / 29 (木)	9:00 ~ 18:07	9:07	8:07		
8 / 28 (水)	9:00 ~ 17:58	8:58	7:58		
8 / 27 (火)	9:00 ~ 18:27	9:27	8:27		
8 / 26 (月)	9:00 ~ 18:20	9:20	8:20	⑤ 8:20	⑩ = ⑤ - 8) 0:20
8 / 25 (日)	～				
合 計		210:01		①～⑤ 191:01	⑥～⑩ 23:01

労働時間集計表 (8月24日 ~ 7月26日)

(発病前 (3) か月目)

	労働時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
8 / 24 (土)	~			① 44:20	⑥ = ① - 40 4:20
8 / 23 (金)	9:00 ~ 20:49	11:49	10:49		
8 / 22 (木)	9:00 ~ 18:41	9:41	8:41		
8 / 21 (水)	9:00 ~ 18:14	9:14	8:14		
8 / 20 (火)	9:00 ~ 18:20	9:20	8:20		
8 / 19 (月)	9:00 ~ 18:16	9:16	8:16		
8 / 18 (日)	~				
8 / 17 (土)	~			② 0:00	⑦ = ② - 40 0:00
8 / 16 (金)	~				
8 / 15 (木)	~				
8 / 14 (水)	~				
8 / 13 (火)	~				
8 / 12 (月)	~				
8 / 11 (日)	~				
8 / 10 (土)	~			③ 43:17	⑧ = ③ - 40 3:17
8 / 9 (金)	8:15 ~ 18:13	9:58	8:58		
8 / 8 (木)	9:00 ~ 18:13	9:13	8:13		
8 / 7 (水)	9:00 ~ 18:43	9:43	8:43		
8 / 6 (火)	9:00 ~ 18:33	9:33	8:33		
8 / 5 (月)	9:00 ~ 18:50	9:50	8:50		
8 / 4 (日)	~				
8 / 3 (土)	~			④ 41:45	⑨ = ④ - 40 1:45
8 / 2 (金)	8:15 ~ 18:04	9:49	8:49		
8 / 1 (木)	9:00 ~ 18:18	9:18	8:18		
7 / 31 (水)	9:00 ~ 18:20	9:20	8:20		
7 / 30 (火)	9:00 ~ 18:15	9:15	8:15		
7 / 29 (月)	9:00 ~ 18:03	9:03	8:03		
7 / 28 (日)	~				
7 / 27 (土)	~			⑤ 8:02	⑩ = ⑤ - 8) 0:02
7 / 26 (金)	9:00 ~ 18:02	9:02	8:02		
合 計		153:24		①~⑤ 137:24	⑥~⑩ 9:24

労働時間集計表 (7月25日 ~ 6月26日)

(発病前(4)か月目)

	労働時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
7 / 25 (木)	9:00 ~ 18:06	9:06	8:06	① 41:17	⑥ = ① - 40 1:17
7 / 24 (水)	9:00 ~ 18:07	9:07	8:07		
7 / 23 (火)	9:00 ~ 18:09	9:09	8:09		
7 / 22 (月)	8:15 ~ 18:03	9:48	8:48		
7 / 21 (日)	~				
7 / 20 (土)	~				
7 / 19 (金)	9:00 ~ 18:07	9:07	8:07		
7 / 18 (木)	9:00 ~ 18:09	9:09	8:09	② 33:36	⑦ = ② - 40 0:00
7 / 17 (水)	9:00 ~ 18:09	9:09	8:09		
7 / 16 (火)	9:00 ~ 18:07	9:07	8:07		
7 / 15 (月)	~				
7 / 14 (日)	~				
7 / 13 (土)	~				
7 / 12 (金)	8:15 ~ 18:26	10:11	9:11		
7 / 11 (木)	9:00 ~ 18:30	9:30	8:30	③ 41:27	⑧ = ③ - 40 1:27
7 / 10 (水)	9:00 ~ 18:07	9:07	8:07		
7 / 9 (火)	9:00 ~ 18:41	9:41	8:41		
7 / 8 (月)	9:00 ~ 18:04	9:04	8:04		
7 / 7 (日)	~				
7 / 6 (土)	~				
7 / 5 (金)	9:00 ~ 18:05	9:05	8:05		
7 / 4 (木)	9:00 ~ 18:29	9:29	8:29	④ 41:15	⑨ = ④ - 40 1:15
7 / 3 (水)	9:00 ~ 18:05	9:05	8:05		
7 / 2 (火)	9:00 ~ 18:27	9:27	8:27		
7 / 1 (月)	9:00 ~ 18:02	9:02	8:02		
6 / 30 (日)	~				
6 / 29 (土)	~				
6 / 28 (金)	9:00 ~ 18:12	9:12	8:12		
6 / 27 (木)	9:00 ~ 18:10	9:10	8:10	⑤ 8:10	⑩ = ⑤ - 16) 0:00
6 / 26 (水)	~				
合 計		185:45		①~⑤ 165:45	⑥~⑩ 3:59

労働時間集計表 (6月25日 ~ 5月27日)

(発病前(5)か月目)

	労働時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
6 / 25 (火)	9:00 ~ 18:07	9:07	8:07	① 40:33	⑥ = ① - 40 0:33
6 / 24 (月)	9:00 ~ 18:05	9:05	8:05		
6 / 23 (日)	~				
6 / 22 (土)	~				
6 / 21 (金)	9:00 ~ 18:07	9:07	8:07		
6 / 20 (木)	9:00 ~ 18:05	9:05	8:05		
6 / 19 (水)	9:00 ~ 18:09	9:09	8:09		
6 / 18 (火)	~			② 0:00	⑦ = ② - 40 0:00
6 / 17 (月)	~				
6 / 16 (日)	~				
6 / 15 (土)	~				
6 / 14 (金)	~				
6 / 13 (木)	~				
6 / 12 (水)	~				
6 / 11 (火)	~			③ 0:00	⑧ = ③ - 40 0:00
6 / 10 (月)	~				
6 / 9 (日)	~				
6 / 8 (土)	~				
6 / 7 (金)	~				
6 / 6 (木)	~				
6 / 5 (水)	~				
6 / 4 (火)	~			④ 0:00	⑨ = ④ - 40 0:00
6 / 3 (月)	~				
6 / 2 (日)	~				
6 / 1 (土)	~				
5 / 31 (金)	~				
5 / 30 (木)	~				
5 / 29 (水)	~				
5 / 28 (火)	~			⑤ 0:00	⑩ = ⑤ - 16) 0:00
5 / 27 (月)	~				
合 計		45:33		①~⑤ 40:33	⑥~⑩ 0:33

(発病前6か月目は省略)